

## 安城市自治基本条例を考える市民会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、(仮称)安城市自治基本条例(平成 年安城市条例第 号。以下「条例」という。)の原案を策定するに当たって、広く市民の意見や考え方を反映するため、安城市自治基本条例を考える市民会議(以下「市民会議」という。)の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 市民会議は、条例の原案を作り、市長に提言するものとする。

### (組織)

第3条 市民会議は、公募により選出された市民、学識経験者及び市の職員(以下「メンバー」という。)で構成し、メンバーは、市長が委嘱するものとする。

2 市民会議には、メンバーのほかに会議進行役としてファシリテーターを置くことができる。

### (会長及び副会長)

第4条 市民会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、メンバーの互選とする。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 メンバーの任期は、委嘱をした日から条例の公布の日までとする。

### (解職)

第6条 市民会議の運営を著しく妨害するメンバーについては、会長が他のメンバーの意見を聴いて市長に解職を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による解職の求めがあった場合において、適当と認めるときは、そのメンバーを解職するものとする。

### (会議)

第7条 市民会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、メンバー以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

( 庶務 )

第 8 条 市民会議の庶務は、企画政策課において処理する。

( その他 )

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、条例の公布の日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。